

令和元年度

第5回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月7日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 1人 2番 宮内純一

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番 武藤 晃

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席委員 1人 2番 石井喜美江

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4	議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1	件
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3	件
	議案第3号	特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について	1	件
	議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	3	件
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について		
		事務局長専決分	1	件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について		
		事務局長専決分	24	件
	報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1	件

6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 河崎 学

副主幹 田中 恒平

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度 第5回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宮内委員と石井喜美江推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の川崎主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いを、お願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年7月25日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は1,367平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、隣接する保育園の建設工事に伴い、進入路及び貸車両置場、貸資材置場として使用するため、一時転用するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします</p>
<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、令和元年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、県立市川東高校の南側、道路向かいに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま</p> <p>す。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、境界には、新設の鋼板土留にて土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>敷地内は整地して鉄板敷きにするものです。</p> <p>また、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内で農業を営む方です。</p> <p>今回、隣接する土地にて保育園を建設する社会福祉法人から、「進入路及び車両置場、資材置場として使用したい」との要望を受け申請に至ったものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、令和2年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>(1)の申請について、議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年7月25日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は1,665平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、保育園の建設を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>(2)の申請について、議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年7月25日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は446平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(3)の申請について、議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年7月25日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は426平方メートル外10筆、合計面積は3,388平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特別養護老人ホームの建設を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、令和元年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、県立市川東高校の南側おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲は、コンクリート土留め及び擁壁を設置し、土砂等の流出を防除するとのこととございます。</p> <p>また、汚水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて道路側溝へ排水するとのこととございます。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>(2)について、申請地は、北方小学校北東側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、既設コンクリート土留め及び新設鋼板土留めにて土砂等の流出を防除するとのこととでございます。</p> <p>申請地は整地後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものがございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>(3) について、申請地は、信篤小学校西側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂等の流出を防除するとのこととでございます。</p> <p>また、汚水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて前面の水路へ排水するとのこととでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>なお、申請地の一部には隣接する宅地への進入路として砂利敷きとなっている箇所があり、撤去を試みたところかなり深くまで砂利が入っていることから、周辺への安全性を考慮し、撤去を断念した旨の「始末書」が提出されております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>(1) の譲受人は、松戸市に本店を置き、社会福祉事業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地は交通の便が良く、周辺に住居も少なく近隣住民への影響が少ないことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、交付金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、令和2年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>(2) の譲受人は、市内で建設業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地と既存施設とのアクセスが良く、土地の広さも丁度良いことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、着工後20日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと</p>
------------	--

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>思われます。</p> <p>(3)の譲受人は、埼玉県川口市で社会福祉事業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地は、地下鉄駅及び高速道路から近いため利用者や従業員の移動にも利便性が良く、また、近くに連携が取れる病院もあるため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、補助金及び借入金並びに自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和2年1月10日に着工し、完了は、同年12月20日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
------------------------------------	---

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)については、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)については、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>申請は、令和元年7月22日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p>

<p>議 長</p>	<p>区域区分は、市街化調整区域でございます。 説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、令和元年7月31日に農地調査班第1班の委員と、区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、国分小学校の南側、概ね200メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は10区画を設定し、一区画当たり、42平方メートルから46.2平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、特定農地貸付の承認要件に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間</p>

	<p>は1年、一区画当たり5,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。</p> <p>また、借受者の募集は、口頭及びチラシ配布による一般公募で、選考の方法は、開設者が申出順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>なお、同法の規定に基づき、農業委員会が特定農地貸付を承認することにより、農地法第3条第1項の許可が不要となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で承認することに決定いたします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」今回の申請は3件でございます。</p> <p>11から13ページをお願いいたします。</p> <p>被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されたものです。</p> <p>(1)は、令和元年7月12日に証明願が提出されたものです。相続開始は、平成30年12月18日です。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分4丁目の「畑」2筆、合計面積は5,903平方メートルとなっております。</p> <p>(2)は、令和元年7月12日に証明願が提出されたものです。相続開始は、平成30年12月18日です。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分4丁目の「畑」2筆、合計面積は1,342平方メートルとなっております。</p> <p>(3)は、令和元年7月23日に証明願が提出されたものです。相続開始は平成30年10月27日です。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分4丁目の「畑」及び「山林」計6筆、合計面積は9,723.77平方メートルとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年7月30日に、農政調査班第3班と、区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p>	<p>(1) について、申請のあった農地は、これまで、被相続人と願出人及び願出人の家族が、農業に従事しておりました。</p> <p>現地調査の結果、願出人は、主に露地野菜の栽培を行っており、現況は露地畑として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>また、聴き取り等により、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、願出のとおり「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(2) について、申請のあった農地は、これまで、被相続人と願出人及び願出人の家族が、農業に従事しておりました。</p> <p>現地調査の結果、願出人は、主に露地野菜の栽培を行っており、現況は露地畑として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>また、聴き取り等により、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、願出のとおり「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(3) について、申請のあった農地は、これまで、被相続人と願出人及び願出人の家族が、農業に従事しておりました。</p> <p>現地調査の結果、願出人は、主に梨の栽培を行っており、現況は果樹園として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>また、聴き取り等により、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、願出のとおり「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、(1)について、願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)について、願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)について、願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出につい</p>

<p>議 長</p>	<p>て」1件、ご報告いたします。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>相続が発生した日は、平成30年8月31日で、相続人からは、令和元年7月3日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>農業委員会へのあっせん等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、7月の事務局長専決分が24件ございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、令和元年7月1日から同年7月31日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は10件、17筆、4,801.52平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、14件、19筆、2,516.80平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、24件、36筆、転用面積は、7,318.32平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、17ページから21ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ご報告いたします。 22ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和元年6月20日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、宮久保の1筆、合計面積は23平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から、「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年7月9日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「公衆用道路」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 岡本 好夫

委 員 石田 まさ子
